負担金の額について

各接続電気通信事業者等の負担金の額については、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則(以下、「算定規則」という)第27条に基づき、以下のとおり 算定するものとする。

(1)算定規則第27条第1項に基づく算定

各接続電気通信事業者等の負担金の額は、適格電気通信事業者ごとに算定する。

以下の(ア)及び(イ)の要件を充足する接続電気通信事業者ごとに算定する。

- (ア)前年度の電気通信事業収益が10億円を超える事業者
- (イ)平成 19 年度において、当該電気通信事業者が総務大臣から指定を受けた電気通信番号(基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則別表第 11 に掲げるものに限る。)を最終利用者に付与している事業者

各接続電気通信事業者等の負担金の額

平成 18 年総務省告示第 429 号に定める方法に従って算定する適格電気通信事業者ごとの番号単価(添付資料 2 参照)に、第 27 条第 4 項により総務大臣から通知される当該接続電気通信事業者の各月末の算定対象電気通信番号の数をそれぞれ乗じる等して得た額とする。

・各適格電気通信事業者に係る接続電気通信事業者等ごとの負担金の額 = +

当該接続電気通信事業者等の平成 2 0 年 1 月末 ~ 最終算定月の前月の月末の算 定対象電気通信番号で算定する負担金の額

- = 適格電気通信事業者ごとの番号単価
 - × 当該接続電気通信事業者等の各月末(平成20年1月末~最終算定 月の前月の月末)の算定対象電気通信番号の数の合計額

平成20年7月以降適用する番号単価については、算定対象電気通信番号の 総数の増減の見込み等を勘案して、半年に1回見直しを行う予定。 当該接続電気通信事業者等の最終算定月の月末の算定対象電気通信番号で算定する負担金の額

- = (各適格電気通信事業者の補てん対象額
 - + 支援機関の支援業務に係る費用の額を補てん対象額の割合で案分した額
 - 接続電気通信事業者等の当該適格電気通信事業者に係る負担金の額 の前月までの累計額
 - 当該適格電気通信事業者の算定自己負担額の前月までの累計額)
 - × 当該接続電気通信事業者等の最終算定月の月末の算定対象電気通信番号の数
 - ÷ 最終算定月の月末の算定対象電気通信番号の総数(自ら交付金の交付を 受ける適格電気通信事業者の算定対象電気通信番号の数を含む)

当該接続電気通信事業者等の前年度残余額のうち前年度の最終算定月の月末 の算定対象電気通信番号で算定する負担金の額

- = 各適格電気通信事業者の前年度の番号単価に当該接続電気通信事業者等の 前年度の最終算定月の月末の算定対象電気通信番号の数を乗じて得た額
 - (当該適格電気通信事業者の前年度の補てん対象額
 - + 前年度の支援機関の支援業務に係る費用の額を補てん対象額の割合で案分した額
 - 当該適格電気通信事業者の前年度の番号単価に前年度の最終算定月 の前月の月末までの接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号 の総数を乗じて得た額の合計額
 - 当該適格電気通信事業者の前年度の番号単価に当該適格電気通信事業者の前年度の最終算定月の前月の月末までの算定対象電気通信番号の数を乗じて得た額)
 - x 当該接続電気通信事業者の前年度の最終算定月の月末の算定対象電気通信番号の数
 - ÷前年度の最終算定月の月末の算定対象電気通信番号の総数(自ら交付金の交付を受ける適格電気通信事業者の算定対象電気通信番号の数を含む)
- ・ 最終算定月は、平成20年12月を予定する。
- ・ 端数処理については、算定規則の規定に従って行い、それでもなお乗じて計算 した場合に整数未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する。 また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場

合、額が最大となっているもので調整する。

・前年度の最終算定月が算定対象電気通信番号の数の変動に伴って予定(平成19年12月)から変更となる場合、「平成20年1月末」とあるところを変更となる月数分変更する。

(2)算定規則第27条第6項に基づく算定

各接続電気通信事業者等(適格電気通信事業者であるものを除く)における次の負担金の割合が電気通信事業法施行令に定める限度割合(3%)を超える場合には、当該接続電気通信事業者等の負担金の額は、以下に掲げる額とする。

なお、負担金の額は、負担金の徴収方法(添付資料5)に規定するとおり、毎月徴収されることから、負担金の割合の算定は、各月の負担金の額の算定の度に行う。

負担金の割合

・ 各接続電気通信事業者等(適格電気通信事業者であるものを除く)について

負担金の総額

算定対象収益の額

負担金の額

- ・ 当該接続電気通信事業者等に係る別表1に定める負担金の限度額とする。
- ・ 各月の負担金の額の算定において、各接続電気通信事業者等の負担金の額の当月 までの累計額が別表1に定める負担金の限度額を超える場合の当該接続電気通 信事業者等の当月の負担金の額は、別表1に定める限度額から負担金の額の前月 までの累計額を減じた額とする。

当該負担金の額のうち各適格電気通信事業者に係る額は、算定規則第 27 条第 1 項及び第 2 項の規定により適格電気通信事業者ごとに算定した額の割合で案分するものとする。

・ 上記の算定にあたり、整数未満の端数があるときは、四捨五入する。 また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合、 額が最大となっているもので調整する。

(3)算定規則第27条第7項に基づく算定

各適格電気通信事業者における次の負担金等の割合が電気通信事業法施行令に定める限度割合(3%)を超える場合には、当該適格電気通信事業者における負担金の額及び当該適格電気通信事業者の算定自己負担額は、以下に掲げる額とする。

なお、負担金の額は、負担金の徴収方法(添付資料5)に規定するとおり、毎月徴収されることから、負担金等の割合の算定は、各月の負担金の額の算定の度に行う。

負担金等の割合

・ 各適格電気通信事業者について負担金の額と算定自己負担額の合計額算定対象収益の額

負担金の額及び算定自己負担額

- ・ 当該適格電気通信事業者に係る別表 2 に定める負担金等の限度額とする。
- ・ 各月の負担金の算定において、各適格電気通信事業者の負担金の額及び算定自己 負担額の当月までの累計額が別表 2 に定める負担金等の限度額を超える場合の 当該適格電気通信事業者の当月の負担金の額は、別表 2 に定める限度額から負担 金の額及び算定自己負担額の前月までの累計額を減じた額を、算定規則第 27 条 第1項及び第2項の規定により適格電気通信事業者ごとに算定した額の割合で案 分した額のうち、当該適格電気通信事業者以外に係る額とする。
- ・ 上記の算定にあたり、整数未満の端数があるときは、四捨五入する。 また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合、 額が最大となっているもので調整する。